

観光客数及び観光消費額の推移

	観光客数 (千人)	観光消費額 (百万円)
平成19年	49,445	649,136
平成20年	50,210	656,154
平成21年	46,896	608,808
平成22年	49,555	649,154
平成23年	-	- ※
平成24年	-	- ※
平成25年	51,618	700,215
平成26年	55,636	762,573
平成27年	56,840	970,438
平成28年	55,222	1,086,159

出典：京都観光総合調査

※平成23年及び平成24年は調査手法の変更により推計している

政令指定都市別観光客数

	単位：万人									
	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
札幌市	1,378	1,296	1,301	1,261	1,217	1,304	1,356	1,342	1,365	1,388 注1
仙台市	1,574	1,573	1,937	1,979	1,621	1,855	1,867	1,975	2,229	2,215
さいたま市	2,158	2,265	2,100	2,132	1,934	2,062	2,379	2,363	2,455	2,401
千葉市	1,843	1,652	1,664	2,557	2,167	2,371	2,358	2,255	2,315	2,537 注2
横浜市	4,107	4,253	5,428	4,197	3,610	4,243	4,566	4,426	4,859	4,602 注2
川崎市	1,337	1,345	1,327	1,316	1,316	1,416	1,448	1,504	1,516	1,549
相模原市	759	792	977	1,017	787	1,164	1,174	1,102	1,377	- 注2
新潟市	1,310	1,392	1,420	1,531	1,563	1,670	1,714	1,845	2,006	-
静岡市	2,438	2,502	2,539	2,746	2,366	2,499	2,769	2,627	2,446	2,489 注1
浜松市	1,621	1,602	1,679	1,498	1,300	1,659	1,750	1,852	1,828	1,962 注1
名古屋市	3,304	3,200	3,289	3,530	3,326	3,494	3,580	3,965	4,331	- 注1
京都市	4,945	5,021	4,690	4,956	-	-	5,162	5,564	5,684	5,522
大阪市	10,435	10,430	10,238	11,595	-	-	-	-	-	- 注1
堺市	615	617	656	706	-	-	-	-	-	- 注1
神戸市	2,841	2,861	3,015	1,968	1,849	1,975	2,287	2,233	2,308	2,167
岡山市	-	457	484	463	410	531	563	584	758	830 注2
広島市	1,062	1,044	1,005	1,057	1,067	1,087	1,151	1,165	1,200	1,261
福岡市	1,686	1,660	1,614	1,642	1,678	1,740	1,782	1,855	1,974	-
北九州市	1,689	1,720	1,180	1,163	974	1,084	1,140	1,114	1,170	1,194
熊本市	-	-	548	533	547	523	544	557	561	460

資料：公益社団法人日本観光振興協会「数字でみる観光」をもとに京都市作成

注1：年度集計

注2：延べ人数

※「-」については、公表していない。

(産業観光局作成資料)

国別外国人宿泊客数の推移

単位:千人

	平成19年		平成20年		平成21年		平成22年		平成23年	
1	アメリカ	286.4	アメリカ	265.2	アメリカ	243.0	アメリカ	281.4	台湾	97.5
2	台湾	125.1	台湾	112.5	台湾	76.0	オーストラリア	77.7	アメリカ	73.7
3	韓国	72.3	オーストラリア	65.6	オーストラリア	58.0	中国	76.7	中国	69.1
4	中国	52.8	フランス	55.3	フランス	56.4	台湾	76.2	オーストラリア	37.3
5	オーストラリア	50.0	中国	48.7	中国	46.2	フランス	71.8	韓国	34.4
6	フランス	43.6	イギリス	42.2	イギリス	36.8	ドイツ	51.2	イギリス	18.3
7	イギリス	41.7	ドイツ	41.2	ドイツ	36.1	イギリス	44.3	フランス	18.0
8	ドイツ	28.7	韓国	40.3	イタリア	30.6	韓国	36.4	香港	14.1
9	イタリア	22.2	イタリア	26.2	韓国	24.3	イタリア	35.4	ドイツ	11.9
10	カナダ	21.3	カナダ	25.3	カナダ	22.7	カナダ	27.5	カナダ	11.7

	平成24年		平成25年		平成26年		平成27年		平成28年	
1	台湾	133.2	台湾	234.8	台湾	496.1	台湾	719.2	中国	743.8
2	アメリカ	103.3	アメリカ	164.0	中国	242.1	中国	655.1	台湾	620.5
3	中国	79.9	中国	106.5	アメリカ	173.9	アメリカ	322.7	アメリカ	326.4
4	韓国	48.1	オーストラリア	71.9	オーストラリア	100.7	オーストラリア	161.5	韓国	161.6
5	オーストラリア	47.0	フランス	48.2	フランス	71.3	香港	134.5	オーストラリア	144.0
6	香港	37.2	韓国	42.7	韓国	70.8	韓国	129.4	香港	135.8
7	イギリス	28.6	香港	41.8	香港	65.7	スペイン	94.5	フランス	104.0
8	フランス	27.5	イギリス	37.5	イギリス	44.4	フランス	89.3	イギリス	89.4
9	ドイツ	17.7	ドイツ	31.6	スペイン	42.3	イギリス	81.9	ドイツ	76.0
10	シンガポール	11.1	イタリア	27.9	タイ	40.1	イタリア	72.4	イタリア	66.9

資料: 京都観光総合調査

(産業観光局作成資料)

京町家を活用した旅館業施設数の推移 (2017年11月末現在)

年度	新規許可件数	施設数(累計)
24	6	6
25	8	14
26	25	40
27	106	145
28	231	370
29・11月現在	130	492

(注) 表中、「新規許可件数」及び「施設数(累計)」は各年度末時点のもの。

また、「京町家を活用した旅館業施設」とは、京都市旅館業法施行細則第8条の適用を受けた玄関帳場等を設置する必要がない施設をいう。

京町家の簡易宿所としての活用数、その他の活用数

①簡易宿所としての活用数 492軒(平成29年11月末)

②京町家のその他の活用例

- ・住宅
- ・店舗(飲食店、物販等)
- ・オフィス、シェアオフィス
- ・ギャラリー
- ・工房、アトリエ
- ・大学キャンパス
- ・デイサービスセンター

(2017年12月 都市計画局資料)

「建築協定」を結ぶまでの流れ

Point 03

協定を結ぶまでの流れは？

Building Agreement System

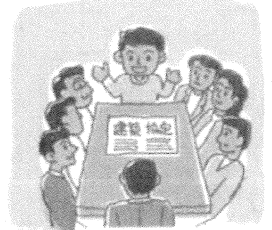
1st.STAGE 申請までの流れ（地域での作業）



STEP1 まちづくりのための話し合い

建築協定を結ぼうとする場合には、地域の皆さんにこの制度について十分理解していただくことが重要です。建築協定をつくらうとする機運を盛り上げるためにも、地域の方々に準備委員会を立ち上げ、勉強会を開催するなど、まちづくりについて十分に話し合い、理解を得ることが大切です。

また、アンケート調査等で、自分たちの住むまちをどのようなまちにしたいか、地域の皆さんの意見を把握し、地域が目指す「まち」の像として、皆さんの意識を統一しておくことも大切です。



STEP2 建築協定の内容の検討

まちづくりについて話し合った内容を踏まえ、目標とする「まち」を実現するために、どのような制限が適切か検討します。

制限内容は、厳しすぎると不都合地が多くなり、協定の効果が十分に期待できない場合もありますので、多くの方の合意が得られるような、地域の実情に合ったものとするのが大切です。作成に当たっては、京都市に御相談ください。

素案が出来上がれば、地域の皆さんに制限内容について説明し、素案に対する意見を取りまとめます。



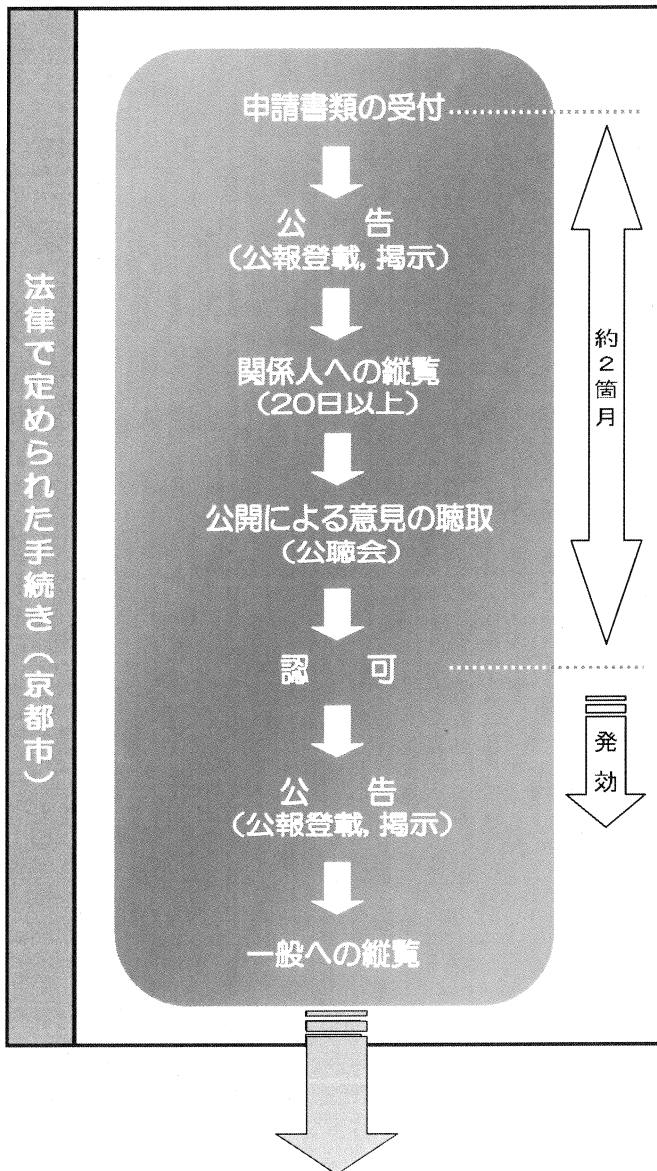
STEP3 合意形成と申請書類の準備、提出

素案に寄せられた意見を踏まえ、必要があれば内容を修正するなどして協定書を作成します。

完成した協定書をもとに、地域の皆さんの合意形成を図ります。認可申請に当たっては、代表者を決めて申請手続をする必要がありますので、その方が代表者となり申請を行うことについても合意を得てください。

認可申請に必要な書類の詳細や作成に当たっては、京都市に御相談ください。

2st.STAGE 申請から認可までの流れ（法律で定められた手続）



建築協定の運営へ

運営委員会の設立や、運営ルールの取決めなど…



認可申請の受付後、認可申請があった旨を公報等でお知らせ（公告）し、20日以上の期間を定めて建築協定を縦覧^{※1}します。その後、公聴会^{※2}を開催し、協定内容が協定締結者の自由な意思に基づくものであるかなど、申請された協定に対する関係人の意見を伺います。

これらの手続により、協定内容が地域の皆さんの合意によるものであること等が確認できれば、京都市長が認可します。

なお、認可の公告があった日以降は、建築協定区域内の土地を購入するなどして新たに権利者になった人にも効力が及びます。

また、認可後の建築協定書は、京都市役所において、一般に縦覧します。

※1 縦覧…一般の人が行政書類を自由に見られることをいい、建築協定の場合は建築協定書を建築指導課の窓口で閲覧できるようにします。

※2 公聴会…正式には「公開による意見の聴取」といい、京都市が利害関係を有する方々の意見を聴くための手続です。



認可申請に必要な書類

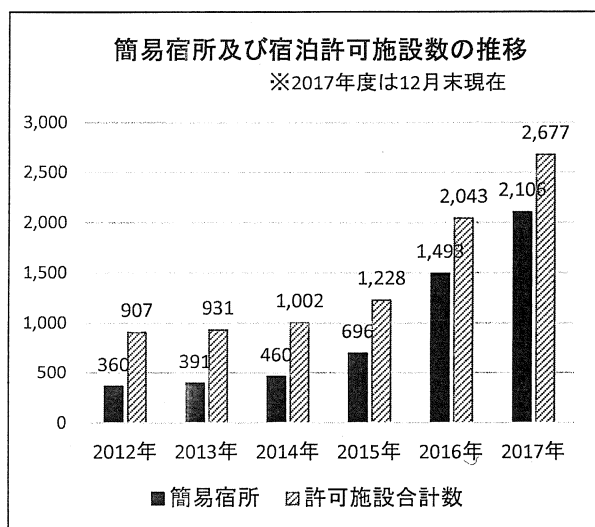
- ① 建築協定認可申請書
- ② 建築協定書
- ③ 付近見取図
- ④ 建築協定区域内の土地の区画配置図
- ⑤ 建築協定を締結しようとする趣意書
- ⑥ 合意書兼代表者証明書
- ⑦ 土地の所有者等一覧

（2017年12月 都市計画局資料）

○ 許可施設数の推移（平成29年12月末現在 速報値）

年度	ホテル		旅館		簡易宿所				合計	
	施設数	新規許可	施設数	新規許可	施設数		新規許可		施設数	新規許可
					総数	京町家(再掲)	総数	京町家(再掲)		
24	145	8	402	2	360	6	39	6	907	49
25	153	12	387	2	391	14	48	8	931	62
26	162	17	380	10	460	40	79	25	1,002	106
27	163	7	369	2	696	145	246	106	1,228	255
28	182	20	368	5	1,493	370	813	231	2,043	838
29※	205	27	366	2	2,106	504	659	142	2,677	688
29.4	185	4	367	0	1,555	388	62	18	2,107	66
29.5	185	0	367	0	1,626	410	75	23	2,178	75
29.6	187	3	367	0	1,706	425	82	16	2,260	85
29.7	189	2	367	0	1,766	441	69	16	2,322	71
29.8	193	4	367	0	1,849	455	88	15	2,409	92
29.9	196	5	367	0	1,916	463	72	11	2,479	77
29.10	197	1	367	1	1,961	474	51	12	2,525	53
29.11	203	6	368	1	2,028	492	78	19	2,599	85
29.12	205	2	366	0	2,106	504	82	12	2,677	84

行政区ごとの旅館業許可施設数(2017年12月31日現在)



許可施設の推移より市議団作成

行政区	種別	施設数	行政区	種別	施設数
北区	旅館	6	下京区	旅館	72
	ホテル	1		ホテル	51
	簡易宿所	78		簡易宿所	444
	計	85		計	567
上京区	旅館	9	南区	旅館	2
	ホテル	9		ホテル	24
	簡易宿所	217		簡易宿所	234
	計	235		計	260
左京区	旅館	47	右京区	旅館	18
	ホテル	10		ホテル	7
	簡易宿所	138		簡易宿所	89
	計	195		計	114
中京区	旅館	42	西京区	旅館	8
	ホテル	41		ホテル	11
	簡易宿所	329		簡易宿所	12
	計	412		計	31
東山区	旅館	83	伏見区	旅館	27
	ホテル	25		ホテル	22
	簡易宿所	433		簡易宿所	97
	計	541		計	146
山科区	旅館	3	京都市オープンデータポータルサイトより市議団作成		
	ホテル	2	※京都市によって営業実態が確認できている施設のみ掲載		
	簡易宿所	13			
	計	18			

○ 旅館業法における無許可営業疑い施設に対する調査・指導状況

(平成28年4月～平成29年10月末現在)

年度	延べ通報等回数 ^{※1}	延べ現地調査回数	調査指導対象施設数	営業者等の特定に至った施設					営業者等の特定に至っていない施設等 ^{※3}
				指導を行った施設			旅館業に該当せず ^{※2}		
				旅館業の許可取得	営業中止	指導中			
28	1,901	2,143	1,159	574	52	300	222	80	505
29	949	1,999 ^{※4}	1,134 ^{※5}	382	6	76	300	64	688

※1 「民泊通報・相談窓口」及び本市関係機関への通報等があったもの

※2 住居等として使用していたもの

※3 所在地が不明確、運営者が不明などの理由により、必要な指導が行えていない施設数

※4 違法な「民泊」施設の適正化指導の強化に向けた調査業務で実施した、現地調査1,193回を含む

※5 前年度から継続調査の必要な施設を含む

○ 行政区別調査指導対象施設数

年度	合計	北	上京	左京	中京	東山	山科	下京	南	右京	西京	伏見	不明 ^{※6}
28	1,159	77	90	121	205	179	40	159	78	81	21	86	22
29	1,134	56	87	125	126	216	37	209	89	63	25	69	32

※6 ※3のうち通報内容が不明確なため、行政区が特定できなかったもの